

2022年10月1日から 初診および再診時にかかる 「特別料金」が変わります。

一般病床200床以上の地域医療支援病院を紹介状なしで受診する場合に、診療費とは別に「初診時の特別料金」の徴収が義務付けられています。

健康保険法施行規則等の省令改正に伴う診療報酬改定により、当院における徴収金額を以下のとおり変更しますので、お知らせいたします。

特別料金の種類	対象	現行		改定後 2022年10月～
初診時	紹介状を持参せず、受診された方 同一病名・同一症状であっても初診と みなされる場合	医科	5,500円	7,700円
		歯科	3,300円	5,500円
再診時	症状が安定し、他の医療機関等へ紹介 を受けた後に、他の医療機関からの紹介 によらずに受診された方	医科	2,750円	3,300円
		歯科	1,650円	2,090円

＜初診時の特別料金を徴収しない方＞

- ①自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する方
- ②医科と歯科との間で院内紹介された方
- ③特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
- ④救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診された方
- ⑤外来受診から継続して入院した方
- ⑥地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を
実質的に担っているような診療科を受診する方
- ⑦治験協力者である方
- ⑧災害により被害を受けた方
- ⑨労働災害、公務災害、交通事故、自費診療により受診される方
- ⑩公費負担医療を受給されている方
※子ども医療、ひとり親医療の受給者は徴収対象となります。
- ⑪その他、当院を直接受診する必要を特に認めた方

＜再診時の特別料金を徴収しない方＞

- ①救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診された方
- ②外来受診から継続して入院した方
- ③災害により被害を受けた方
- ④労働災害、公務災害、交通事故、自費診療により受診される方
- ⑤公費負担医療を受給されている方
※子ども医療、ひとり親医療の受給者は徴収対象となります。
- ⑥その他、当院を直接受診する必要を特に認めた方